令和九年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

2　（略）

（開発監理部開発計画課の所掌事務の特例）

第六条　開発監理部開発計画課は、第十五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ北海道の区域に係る同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
令和五年三月三十一日	離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務
令和七年三月三十一日	振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務
	半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務
令和九年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務

（開発監理部開発調査課の所掌事務の特例）

第七条　開発監理部開発調査課は、第十七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ北海道の区域に係る同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
令和五年三月三十一日	離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務
令和七年三月三十一日	振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務
	半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務
令和九年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務

令和七年三月三十一日	計画の推進に関する事務 半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

2　（略）

（開発監理部開発計画課の所掌事務の特例）

第六条　開発監理部開発計画課は、第十五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ北海道の区域に係る同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
令和四年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務
令和五年三月三十一日	離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務
令和七年三月三十一日	振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務
	半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務

（開発監理部開発調査課の所掌事務の特例）

第七条　開発監理部開発調査課は、第十七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ北海道の区域に係る同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
令和四年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務
令和五年三月三十一日	離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務
令和七年三月三十一日	振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務
	半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二十四号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十四条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十条第四項の規定に基づき、北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫